

(仮称) 久留米市こども計画 (骨子案)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

令和5年4月1日こども基本法が施行され、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、誰もが安心して子育てができ、全てのこども・若者が夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

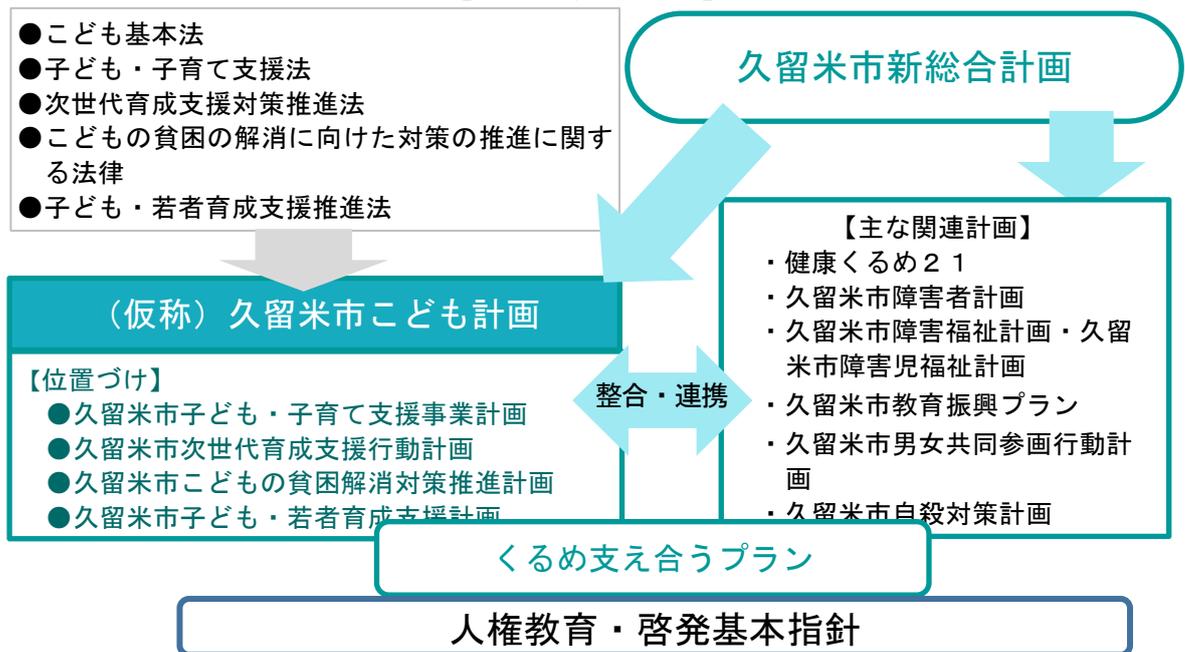
こうした状況を踏まえ、こども施策・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、計画を策定します。

2 位置づけ

この計画は、「久留米市新総合計画」に即したこども・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、こども基本法に基づく「久留米市こども計画」として位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画などを含むものとします。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本視点

(1) 基本理念

「こどもの笑顔があふれるまちづくり」

子ども・若者や子育てを地域社会全体で支援し、安心して子どもを生き育てられる環境をつくり、すべての子ども・若者が希望をもって幸せな状態で成長できる、こどもの笑顔があふれるまちを目指します。

(2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、子ども大綱や福岡県子ども計画を踏まえ、次の6つを基本視点とします。

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられるようにする
- ⑥子どもや若者、子育て当事者が夢や希望を持つことができるよう、子ども・若者、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

2 基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の5つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

①子ども・若者の権利が保障されるまちづくり

子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現を行うことができる、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個人として尊重し、将来にわたり最善の利益を図ることができるよう社会全体で後押しをします。

②全ての子ども・若者が希望をもって成長できる環境づくり

子どもや若者が、生まれ育った環境の違いにより、自らの人生の選択肢が極端に狭まることは望ましくありません。子ども・若者の状況に応じて必要な支援を受けることができ、自分らしく幸せな状態で社会生活を送れるよう、切れ目なく支えます。

③安心して生み育てられる環境づくり

子どもの健やかな成長のためには、安心して子どもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育ニーズの増加、子育て家庭の状況に応じた不安や悩み、子育て支援ニーズの多様化などに対応できる施策の更なる充実を図ります。

④子どもの健やかな育ちが守られる社会づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、すべての子どもが夢や希望をもって成長できる環境が必要です。子どもの育ちに困りごとを抱える家庭へのきめ細かな支援や子どもの育ちを地域で見守る社会づくりを行います。

⑤子ども・若者・子育てを支え合う地域づくり

子育てや子ども・若者の成長は家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が必要です。地域で支え合える環境や社会全体の支援の中で妊娠・出産・子育てができる、子ども・若者や子育て家庭が孤立しない地域づくりを行います。

3 施策の体系

基本理念	基本視点	基本目標	施策の方向性
<div data-bbox="240 405 405 2011" style="border: 2px solid #008080; border-radius: 25px; padding: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こどもの笑顔があふれるまちづくり</p> </div>	<div data-bbox="448 421 707 633" style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>こども・若者が権利の主体として尊重される</p> </div>	<div data-bbox="735 421 994 714" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <p>こども・若者の権利が保障されるまちづくり</p> </div>	<div data-bbox="1018 421 1426 714" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども・若者の権利を大切にする取組の推進 ・ こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保 </div>
	<div data-bbox="448 680 707 893" style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>こどもや若者、子育て当事者の視点が尊重される</p> </div>	<div data-bbox="735 734 994 1032" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <p>全てのこども・若者が希望をもって成長できる環境づくり</p> </div>	<div data-bbox="1018 734 1426 1032" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの成長を支える環境の整備 ・ 若者の社会的自立を支える取組の推進 ・ こども・若者の居場所づくりの推進 ・ 出会い・結婚支援の推進 </div>
	<div data-bbox="448 940 707 1153" style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>ライフステージに応じて切れ目なく支援する</p> </div>	<div data-bbox="735 1057 994 1355" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <p>安心して生み育てられる環境づくり</p> </div>	<div data-bbox="1018 1057 1426 1355" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産に対する支援 ・ 切れ目のない子育て支援サービスの充実 ・ 幼児教育・保育サービスの充実 ・ 子育てに関わる経済的負担の軽減 </div>
	<div data-bbox="448 1200 707 1413" style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>こども・若者が幸せな状態で成長できる</p> </div>	<div data-bbox="735 1379 994 1682" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <p>こどもの健やかな育ちが守られる社会づくり</p> </div>	<div data-bbox="1018 1379 1426 1682" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援 ・ こどもの貧困対策の推進 ・ 児童虐待の防止 ・ 困りごとを抱えるこどもへの支援 </div>
	<div data-bbox="448 1482 707 1695" style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>若い世代の結婚や子育ての希望をかなえる</p> </div>	<div data-bbox="735 1706 994 2009" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <p>こども・若者・子育てを支え合う地域づくり</p> </div>	<div data-bbox="1018 1706 1426 2009" style="border: 1px solid #008080; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進 ・ 地域での交流の場や居場所づくりの推進 ・ 子育てと仕事の両立の促進 ・ 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化 </div>
	<div data-bbox="448 1787 707 2000" style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>こども・若者、子育てをみんなで支える</p> </div>		

4 基本目標に対する成果指標

成果指標	現状値	目標値 令和11年度
合計特殊出生率	1.42 (令和4年)	次回提示
子育てしやすいまちと思う人の割合	72.2% (令和5年度)	次回提示
自分にはよいところがあると思う児童の割合	小学6年生▲6.4% 中学2年生▲0.6% (令和5年度)	次回提示
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	58.9% (令和5年度)	次回提示
こども・若者、子育て中の人の地域での居場所の数	●●●か所 (令和●年度)	次回提示
こどものいる生活困難世帯の割合	●●.●% (令和6年度)	次回提示

※現状値は令和6年10月時点の最新の値

5 SDGsとの関係

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向け施策・事業を進めていくにあたり、欠かせない視点です。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。

第3章 施策の内容

基本目標1 「こども・若者の権利が保障されるまちづくり」

【施策の方向性】

(1) こども・若者の権利を大切にす取組の推進

こども・若者を個人として尊重し、その権利を保障し、今とこれからの最善の利益を図るためにも、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を地域で後押しすることが大切です。こども・若者の当事者の意見を聞きながら施策を進めるとともに、周りの大人も、そのことを認識して取り組むよう、啓発に努めます。

(2) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

こども・若者の意見表明や社会参画の機会を確保することは、当事者のニーズを的確に捉えることによる施策の実効性や自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。こども・若者ととも社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べることができる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

【主な取組】

内容は次回提示

基本目標2 「全てのこども・若者が希望をもって成長できる環境づくり」

【施策の方向性】

(1) こどもの成長を支える環境の整備

こどもが安全・安心が確保された場で、自己肯定感を高めることができる環境を整えるとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支援していきます。

(2) 若者の社会的自立を支える取組の推進

若者が自らの適性等を理解したうえで、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者に対する相談支援体制の充実を図ります。

(3) こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者が将来にわたって幸せな状態で成長するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若

者の居場所づくりなどに取り組みます。

(4) 出会い・結婚支援の推進

若い世代がライフイベントの重なる時期において、社会の中で自らを活かす場をもつことができ、将来の見通しを持てるようにすることは重要です。多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代の視点に立って、自らの主体的な選択により、結婚したいと望んだ時に実現できるよう、出会いの機会の創出や経済的な支援などを行います。

【主な取組】

内容は次回提示

基本目標 3 「安心して生み育てられる環境づくり」

【施策の方向性】

(1) 妊娠・出産に対する支援

こどもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況やこどもの成長段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、利用者が身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加や就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化などの社会環境や制度の変化に対応し、保育所や幼稚園、認定こども園等の需要に対する必要な供給量を確保します。供給量の確保にあたっては、受入体制の充実や保育士人材の確保などの対策に取り組むとともに、質の高い幼児教育・保育の取組を進めます。

(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【主な取組】

内容は次回提示

基本目標 4 「こどもの健やかな育ちが守られる社会づくり」

【施策の方向性】

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害のあるこどもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かな配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組みます。

(2) こどもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、こどもたちが社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困り感に関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

(4) 困りごとを抱えるこどもへの支援

関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。また、悩みや困りごとを抱えるこどもの相談対応において、関係機関・団体、地域と連携・協力し、こども・若者など当事者の声に耳を傾け、当事者の視点に立ち、取り巻く環境改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。

【主な取組】

内容は次回提示

基本目標 5 「こども・若者・子育てを支え合う地域づくり」

【施策の方向性】

(1) 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進

地域でのこども・若者・子育てを支え合う活動の促進を図るとともに、地域

や市民団体等と連携・協働した取組を進めます。また、様々な地域資源と子ども・若者や子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てなどができる環境づくりに取り組みます。

(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

子ども、若者や子育て中の保護者などが交流できる場の提供や、当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域における子ども・若者や子育て家庭の居場所づくりなどに取り組み、子ども・若者や子育て家庭の孤立化を防ぎます。

(3) 子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。

(4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

子ども・若者・子育て支援は社会全体で関わる必要があります。情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます。

【主な取組】

内容は次回提示

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童人口の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生の人口について、コーホート変化率法をもとに推計します。

内容は次回提示

2 教育・保育提供区域の設定

「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

市内の地理的条件や現在のこどもの教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、教育・保育に係る提供区域を設定します。

内容は次回提示

3 教育・保育の量の見込と確保の内容

国が示したニーズ量の算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況、これまでの利用実績、幼児教育・保育の無償化の影響に関する利用意向等により、ニーズ量（必要利用定員総数）を算出します。ニーズ量は、教育・保育提供区域ごと、認定区分（1～3号）ごとに算出します。

このニーズ量に対し、受入体制の整備や保育士確保などの取組により、対応策を設定します。

内容は次回提示

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保の内容

子ども・子育て支援法第59条に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業のニーズ量の算出及び対応策を設定します。

内容は次回提示

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、学識経験者や事業主・労働者の代表者、教育関係者、こどもの保護者、こども・若者・子育て支援者等からなる「久留米市子ども・子育て会議」において毎年度各種施策の進捗状況を審議し、計画推進にあたっての意見や助言をもらい、より実効性のある施策展開を図ります。

2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「久留米市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

資料編

1 こども・若者及び子育てに関する基礎データ

計画策定に使用した各種基礎データを掲載、後日提示

2 各種調査結果の概要

計画策定に使用した各種基礎データを掲載、後日提示

3 こども基本法及びこども大綱

内容は次回提示

4 計画策定の経緯等

- ・ 会議経過
- ・ 子ども・子育て会議条例
- ・ 子ども・子育て会議委員名簿